

5 高第 3 5 9 号
5 障第 5 4 2 号
令和 5 年 4 月 4 日

高齢者
障害者・障害児 } 入所施設、通所系事業所及び訪問系事業所 管理者 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長
(公 印 省 略)
京都府健康福祉部障害者支援課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等職員等を対象とした集中的検査のために配布した抗原検査 キットの使用対象等について

日頃は本府の健康福祉行政に御理解・御協力賜りありがとうございます。
令和 5 年 3 月 2 0 日付け 5 高第 2 8 0 号及び 5 障第 4 0 6 号によりお知らせし、3 月中
に配送いたしました抗原検査キットの使用時期・使用対象等については、近日中にお知ら
せすることとしておりましたが、下記のとおりといたしますので、施設・事業所における
感染拡大防止のため活用いただきますようお願いいたします。

記

1 使用対象者

京都府内（京都市域を除く。）の高齢者及び障害者・障害児の入所施設、通所系事業
所及び訪問系事業所に従事する職員（事務職員、委託事業者の職員を含む。）
（ただし、必要に応じ、新規入所者及び帰省した親族等との接触による感染リスクが想
定される利用者への検査に使用いただいて差し支えありません。）

2 使用時期等

- (1) 職員に、感染が疑われる症状がある場合
- (2) 職員が、陽性となった入所者・利用者と接触した場合
- (3) 濃厚接触者に該当した介護従事者の待機期間短縮のための検査が必要な場合
(感染症法上の位置付けが 5 類に変更される前の令和 5 年 5 月 7 日まで) 等
(参考：新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に係る待機期間について（京都府ホームページ）
<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/noukoutaiki.html>)
- (4) 受検者が陽性だった場合及び今回配布を受けた抗原検査キットを全て使い切った場
合は別添様式により報告していただくため、使用される都度、別添様式に個数等を記
載し、控えていただきますようお願いいたします。

3 陽性となった場合の対応

＜感染症法上の位置付けが 5 類に変更される前の令和 5 年 5 月 7 日まで＞

- (1) 職員が陽性となった場合、直ちに当該職員を自宅待機としてください。
- (2) 以下により①により登録いただくか、②③④において医師の診断を受けるように

してください。

- ① 当該職員が在住する自治体の健康フォローアップセンターへ連絡してください。
京都府内にお住まいの方又は京都府内に居所があり、府内で療養される方（京都市在住・在居の方は除きます。）は京都府新型コロナ健康フォローアップセンターへ申請（年齢（6歳以上64歳以下）など、申請要件があります。）すること。
（参考：京都府新型コロナ健康フォローアップセンター（京都府ホームページ）
<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/youseitouroku.html>）
 - ② 施設医・協力医療機関（可能な場合）
 - ③ 陽性者のかかりつけ医療機関
 - ④ 診療・検査医療機関
- (3) 高齢者及び障害者・障害児の入所施設については、職員又は入所者の陽性が判明した場合、以下に掲載している様式により、施設内感染専門サポートチーム及び所管保健所への報告をお願いします。
(WAMネット京都府センター（介護）)
<https://www.wam.go.jp/wamappl/26kyoto/26bb01kj.nsf/6b16380d97f55135492567d0000714b4/db9fbc9335ea956c492588000028988f?OpenDocument>
- (4) 陽性者数を把握する必要があるため、陽性者が判明した都度、別添様式を以下の申請フォームにより提出をお願いします。（4月、5月等、複数回発生した場合、その都度提出いただく必要があります）
<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?id=1680093209628>

<感染症法上の位置付けが5類に変更された後の令和5年5月8日以降>

感染症法に基づく外出自粛要請等を行われないものの、重症化リスクが高い者（65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する児者等）に対応する機会が多い高齢者施設等においては引き続き基本的な感染対策を徹底いただく必要があります。

職員が陽性となった場合、感染症法上の外出自粛要請はありませんが、施設内への立ち入りを控え、感染拡大防止に努めていただくようお願いいたします。

また、引き続き、上記（3）及び（4）の報告・提出は実施いただくようお願いいたします。（上記（2）②～④の医師の診断については、必要に応じ御対応ください。）

4 留意事項

- (1) 職員に発熱等の感染が疑われる症状がある場合について、抗原検査キットでの検査の結果、陰性が出たとしても偽陰性（誤って陰性と判定されること）の可能性があるため、出勤は行わず、医療機関の受診等適切に御対応願います。
- (2) 使用後の検査キットは、各施設等において適切に廃棄願います。
- (3) 医療従事者の不在時に検査を実施する場合は、以下の厚生労働省ホームページや、送付した検査キットのメーカーホームページを参照の上、適切に検査を実施してください。
(厚労省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
(メーカーホームページ)
・スタンダードQ COVID-19 Ag 1箱25テスト入
https://www.malcom.co.jp/products/STANDARD_Q_COVID19_Ag.php
(添付文書)
https://www.info.pmda.go.jp/downfiles/ivd/PDF/730703_30300EZX00067000_A_01_02.pdf

(メーカーホームページ)

・Panbio COVID-19 Antigen ラピッドテスト 1箱10テスト入

<https://www.globalpointofcare.abbott/ja/product-details/panbio-covid-19-ag-antigen-test.html>

(添付文書)

https://content.veeabb.com/1d09429b-8373-419f-8f1a-d28f9586863a/af697c53-e69e-4110-9818-90b417724b0d/af697c53-e69e-4110-9818-90b417724b0d_source__v.pdf

担当：

【高齢者事業所】

京都府高齢者支援課 事業所・福祉サービス係

TEL:075-414-4574 FAX:075-414-4572

【障害者・障害児事業所】

京都府障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係

TEL:075-414-4671 FAX:075-414-4597